

【表紙】

【提出書類】 変更通知書

【根拠条文】 企業内容等の開示に関する内閣府令第5条

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前多 俊宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

【電話番号】 03-5333-6323

【事務連絡者氏名】 取締役 松本 博

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【変更理由】

平成28年3月8日に取締役会で決議した新株予約権証券の発行について、当該新株予約権証券の発行価額の総額および当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額ならびに新株予約権証券に係る発行価格が確定したため。

なお、変更箇所は_____で示している。

【変更内容】

(変更前)

1 [新規発行(売出)有価証券]

銘 柄	種 類	発行(売出)数(個)	発行(売出)価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株式会社エムティーアイ 新株予約権証券 (第21回新株予約権)	新株予約権証券	238	<u>18,135,600</u>	—

(注1) 平成28年3月8日取締役会決議

(注2) ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,800株

②新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(i) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(iii) 上記①および②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③～⑥ (略)

(注3) 発行価額の総額は、平成28年3月8日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、提出日現在、発行価格が未定であるため、当該見込額には発行価格の総額を含んでおりません。

2 [有価証券の募集（売出し）の方法及び条件]

(1) [募集の場合]

区 分	発行(売出) 数(個)	発行(売 出) 価格 (円)	資本組入額 (円)	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
(発起人の引受株式)					
株式計(総発行株式)		—	—	—	—
新株予約権証券	238	<u>未定</u>	—	平成28年3月9日～平成28年3月29日	(割当日：平成28年3月30日)
社債(短期社債を除く。)	—		—		
コマーシャル・ペーパー及び短期社債					
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

(注1) 新株予約権証券の発行価格は割当日に決定するため、提出日現在、未定です。

(注2) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社に対する報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける(新株予約権の払込金額と同額に限る。)ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と、当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。

(変更後)

1 [新規発行(売出)有価証券]

銘 柄	種 類	発行(売出) 数(個)	発行(売出)価額 の総額(円)	資本組入額の総 額(円)
株式会社エムティーアイ 新株予約権証券 (第21回新株予約権)	新株予約権証券	238	<u>25,561,200</u>	—

(注1) 平成28年3月8日取締役会決議

(注2) ①新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,800株

②新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 1個当たり 78,200円

(i) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(ii) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(iii) 上記①および②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③～⑥ (略)

(注3) (削除)

2 〔有価証券の募集（売出し）の方法及び条件〕

(1) 〔募集の場合〕

区 分	発行(売出) 数(個)	発行(売 出) 価格 (円)	資本組入額 (円)	申込期間	払込期日
株式の株主割当					
株式のその他の者に対する割当					
株式の一般募集					
(発起人の引受株式)					
株式計(総発行株式)		—	—	—	—
新株予約権証券	238	<u>6,949,600</u>	—	平成28年3月9日～平成28年3月29日	(割当日：平成28年3月30日)
社債(短期社債を除く。)	—		—		
コマーシャル・ペーパー及び短期社債					
カバードワラント					
預託証券及び有価証券信託受益証券					

(注1) (削除)

(注) 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社に対する報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限る。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と、当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しない。

なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。